

発表項目 (行事名)	「日高振興局ヒグマ捕獲体制強化に向けた情報・意見交換会」の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
概要	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【ポイント】</p> <p>ヒグマ有害捕獲に関する地域関係者の共通認識の醸成を図るとともに、安全かつ円滑なヒグマ捕獲対応に必要な役割分担や方針を共有し、捕獲従事者が安心して捕獲活動ができる環境の構築を図ることを目的に「日高振興局ヒグマ捕獲体制強化に向けた情報・意見交換会」を開催します。</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1 開催日時 令和6年(2024年)12月23日(月) 13:30~15:00 2 開催場所 日高振興局 4階 講堂 (住所: 浦河郡浦河町栄丘東通56号) 3 出席者 日高振興局、北海道警察、管内各町、北海道猟友会管内各支部 4 議題等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 関係法令等の情報共有 (2) 関係者の役割分担や具体的な対応方針などの共有 (3) 地域が抱える課題等に係る意見交換 		
参考			
報道(取材)に当たってのお願い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題(1)(2)については公開とします。 ・ 議題(3)意見交換については、円滑な意見交換の場とするため、非公開とします。 <p style="text-align: right;"><幹事社協議済></p>		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)	
担当 (連絡先)	日高振興局保健環境部環境生活課(担当者: 課長 栗林) TEL: 0146-22-9250		

ヒグマの有害捕獲に関する関係法令等の整理

(1) 関係法令と判断基準等

捕獲を行う場所の条件 関係法令	a) 鳥獣保護管理法の住居 集合地域等	b) a ではないが、人や建物等 に弾丸が到達する恐れがあ る	c) 建物が無いか少ない農地・山林	e) 日没前日没後
鳥獣保護管理法 38 条（銃猟の制限）	銃猟をしてはならない （第 2 項該当）	銃猟をしてはならない（第 3 項該当）	銃猟可能（ただし第 1、3 項に該当 しないこと）	銃猟をしてはならない（第 1 項 該当）
警察官職務執行法 4 条 1 項（避難等の措置）	現実・具体的に危険が生じ特に急を要する場合には、警職法第 4 条第 1 項を根拠に、人の生命・身体の安全等を確保するための措置として、警察官がハンターに対し猟銃を使用して住宅街に現れた熊を駆除するよう命じることは行い得るものと解される。（令 5.3.28 警察庁丁保発第 43 号、警察庁丁企画発第 153 号）			

その他

道交法 76 条（禁止行為）：金属片その他の発射禁止

鳥獣保護管理法で発砲するためには公道ではない状況であること（道路封鎖または占有許可）が必要

若しくは警職法で対応することが必要

鉄道営業法 39 条：鉄道地内での発砲禁止

鳥獣保護管理法では対応できないので警職法で対応することが必要

(2) 捕獲・発砲の判断と責任

法令	判断・責任	捕獲または発砲の判断	違反時の責任の所在
鳥獣保護管理法 9条（捕獲許可）		※捕獲の判断は市町村の指示に基づき従事者が行う （発砲の判断に係る規定はない）	違法な捕獲を実施した者の責任（83～86条） 従業者の違反は、行為者のほか法人も処罰の対象（88条） ※法人と行為者の注意監督の状況による
警察官職職務執行法 4条1項（避難等の措置）		警察官の命令	ハンターが警職法第4条第1項に基づく警察官による命令に忠実に従い、危害防止のために通常必要とされる措置として銃猟により当該熊等を駆除することについては、当該ハンターは刑事責任を問われることはない。（令和5.3.28 警察庁丁保発第43号、警察庁丁企画発第153号）
刑法 36条1項（緊急避難）		—	危険を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない

(3) 銃の携帯・装填等の判断と責任

法令	判断・責任	銃の携帯または運搬	銃袋等からの取り出し	装填
鳥獣保護管理法9条（捕獲許可）		（規定はない）		
銃刀法10条（所持の様態についての制限）		所持許可を受けた項目に基づき認められる（1項）	鳥獣保護管理法の規定により鳥獣を捕獲する場合は認められる（4項及び5項）	
警察官職職務執行法4条1項（避難等の措置）		<p>猟銃等の所持許可を受けたハンターが、その猟銃等を携帯または運搬するためには、銃刀法第10条第1項の規定により、当該許可に係る用途に供する場合その他正当な理由が必要になる。</p> <p>この点、住居集合地域等にクマ類が出没し、市町村から要請を受けたハンターが現場臨場する際にクマ類の危害からハンター自身や周囲の人々を守るために猟銃等を携行することは、同項にいうその他正当な理由と解しているところである。</p>		

ヒグマの有害捕獲に関する関係者の役割の整理

捕獲の 関係者 関係法令	道	市町村	狩猟者	警察
鳥獣保護管理法 9条（捕獲許可）	申請に基づき許可 （第3項） ※許可権者として 指導	従事者に捕獲の期間、方 法、区域等を記した「鳥獣 捕獲事業指示書」を交付	被許可者の監督の下に捕獲等に従事 する（第8項）	—
鳥獣被害防止特別措 置法	市町村が定めようと する被害防止計画に ついて協議を受ける （4条6項）	被害防止計画を定める（4条） 鳥獣被害対策実施隊を設け る（9条1項） 鳥獣被害対策実施隊員を置 く（9条2項）	鳥獣被害対策実施隊員は非常勤とす る（9条6項） ※市町村の非常勤職員	—
銃刀法10条（所持の 様態についての制 限）	—	—	猟銃等の所持許可を受けたハンター が、その猟銃等を携帯または運搬す るためには、銃刀法第10第1項の 規定により、当該許可に係る用途に 供する場合その他正当な理由が必要 になる。 この点、住居集合地域等にクマ類が 出没し、市町村から要請を受けたハ ンターが現場臨場する際にクマ類の 危害からハンター自身や周囲の人々 を守るために猟銃等を携行すること は、同項にいうその他正当な理由と 解しているところである。	—

警察官職務執行法 4条1項(避難等の措置)		—	ハンターが警職法第4条第1項に基づく警察官による命令に忠実に従い、危害防止のために通常必要とされる措置として銃猟により当該熊等を駆除することについては、当該ハンターは刑事責任を問われることはない。(令和5.3.28 警察庁丁保発第43号、警察庁丁企画発第153号)	現実・具体的に危険が生じ特に急を要する場合には、警職法第4条第1項を根拠に、人の生命・身体の安全等を確保するための措置として、警察官がハンターに対し猟銃を使用して住宅街に現れた熊を駆除するよう命じることは行い得るものと解される。(令5.3.28 警察庁丁保発第43号、警察庁丁企画発第153号)
----------------------------------	--	---	--	---

<関係法令集（抜粋）>

1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

（銃猟の制限）

第三十八条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。

2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等（以下「麻酔銃猟」という。）をする場合は、この限りでない。

3 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かつて、銃猟をしてはならない。

2 銃砲刀剣類所持等取締法

（発射の禁止）

第三条の十三 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは電車、乗合自動車その他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物（以下この条において「道路等」という。）に向かつて、又は道路等において銃砲等を発射してはならない。

一～三（省略）

四 次条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途（有害鳥獣駆除の用途にあつては、政令で定める有害鳥獣駆除（次号及び第六号において「特定有害鳥獣駆除」という。）以外の有害鳥獣駆除（第十条第二項第一号及び第三号において「一般有害鳥獣駆除」という。）の用途に限る。）に供するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）をする場合。ただし、許可に係る猟銃がライフル銃（銃腔こうに腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えるものをいう。以下同じ。）である場合において、第五条の二第四項第一号ロに該当する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。

（注：許可捕獲のこと）

五 次条第一項第一号又は第二号の規定により有害鳥獣駆除、人命救助、動物麻酔又は道路等に向かつて若しくは道路等（射撃場を除く。）において銃砲を発射する必要がある産業として政令で定めるもの（第七号及び第三十一条の十一第一項第三号ロにおいて「特定銃砲使用産業」という。）の用途に供するため必要な銃砲の所持の許可を受けた者が、当該用途（有

害鳥獣駆除の用途にあっては、特定有害鳥獣駆除の用途に限る。）に供するため、当該許可に係る銃砲を使用する場合。

(注：認定鳥獣捕獲等事業による捕獲のこと)

六、七（省略）

（許可）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲等又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

- 一 狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃若しくは空気銃（空気拳銃を除く。第三十一条の十一第一項第三号イにおいて同じ。）又はクロスボウを所持しようとする者（第五号の二又は第五号の三に該当する者を除く。）

二～十（省略）

2～6（省略）

（所持の態様についての制限）

第十条 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、それぞれ当該許可に係る用途に供する場合その他正当な理由がある場合を除いては、当該許可を受けた銃砲等又は刀剣類を携帯し、又は運搬してはならない。

2 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲等を発射してはならない。

- 一 第四条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途（有害鳥獣駆除の用途にあっては、一般有害鳥獣駆除の用途に限る。）に供するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲等をする場合。ただし、許可に係る猟銃がライフル銃である場合において、第五条の二第四項第一号ロに該当する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあっては、事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。

二、二の二（省略）

三 前三号に掲げる場合のほか、第四条の規定による銃砲等の所持の許可を受けた者が、当該許可に係る用途（狩猟、一般有害鳥獣駆除及び標的射撃の用途を除く。）に供するため使用する場合

3 第四条又は第六条の規定による銃砲等の所持の許可を受けた者は、当該許可を受けた銃砲等を発射する場合においては、あらかじめ周囲を確認する等により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないよう注意しなければならない。

4 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた銃砲等を携帯し、又は

運搬する場合には、第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該銃砲等に覆いをかぶせ、又は当該銃砲等を容器に入れなければならない。

- 5 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該銃砲等に実包、空包若しくは金属性弾丸又は矢（以下「実包等」という。）を装填し
ておいてはならない。

3 警察官職務執行法 (避難等の措置)

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の適用について」

警察庁丁保発第43号、警察庁丁企画発第153号（令和5年3月28日）

1 警職法第4条第1項について

(1) 概要

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある狂犬、奔馬の類等の出現等危険な事態がある場合において、特に急を要する場合、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じることができるものと規定されている。

(2) 解釈

ア「狂犬、奔馬の類等の出現」

動物園から逃げ出した猛獣、人を襲うおそれのある野犬等の人の支配の及ばない状態にある動物の出現とされているところ、住宅街に熊が現れた場合も該当するものと解される。

イ「危害防止のため通常必要と認められる措置」

当該措置については、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある危険な事態に応急的に対処するためのものであり、現実の危害を防止する上で必要最小限度のものに限られるものとされているところ、住宅街に熊が現れた場合、周辺の人々を安全な場所に避難させた上で、熊を猟銃で駆除することも当該措置に該当するものと解される。

ウ「その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者」

事物の管理者等事態收拾に責任がある者だけでなく、危害防止に協力し得る者が含まれることから、猟銃の扱いに熟達したハンターも該当するものと解される。

(3) 結論

警職法第4条第1項の活用により熊の駆除を積極的に推進できるとまでは言えないが、現実・具体的に危険が生じ特に急を要する場合には、警職法第4条第1項を根拠に、人の生命・身体の安全等を確保するための措置として、警察官がハンターに対し猟銃を使用して住宅街に現れた熊を駆除するよう命じることは行い得るものと解される。

2 留意事項（省略）

(1)～(4)（省略）

(5) 警察官よりも先にハンターが現場に臨場する事態も想定されるところ、当該ハンターの判断により、緊急避難（刑法第37条第1項）の措置として熊等を猟銃を使用して駆除することは妨げられない。

3 その他

(1) ハンターが警職法第4条第1項に基づく警察官による命令に忠実に従い、危害防止のため通常必要と認められる措置として猟銃により当該熊等を駆除することについては、当該ハンターが刑事責任を問われることはないと解される。

(2)（省略）

4 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 （被害防止計画）

第四条 市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）を定めることができる。

（鳥獣被害対策実施隊の設置等）

第九条 市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができる。

2 鳥獣被害対策実施隊に鳥獣被害対策実施隊員を置く。

3 前項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 市町村長が市町村の職員のうちから指名する者

二 被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者（主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者にあつては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る。）のうちから、市町村長が任命する者

4（省略）

5 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に従事するほか、市町村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲

等で住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する。

6 第三項第二号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員は、非常勤とする。

7～9 (省略)

5 道路交通法

(禁止行為)

第七十六条

1～3 (省略)

4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

一～三 (省略)

四 石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射すること。

五～七 (省略)

6 鉄道営業

第三十九条 車内、停車場其ノ他鉄道地内ニ於テ発砲シタル者ハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス